

27消安第2673号
平成27年7月31日

北海道農政事務所消費・安全部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長

蜜蜂被害軽減対策の推進に向けた情報の活用について

農薬による蜜蜂被害の全国的な発生状況をより正確に把握し、事故の発生要因を踏まえた被害防止対策の検討に資するため、農林水産省では、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」（平成25年5月30日付け25消安第785号消費・安全局農産安全管理課長通知）を発出し、蜜蜂の被害事例のうち農薬の関与が疑われるものについて、平成25年度から平成27年度までの3年間の蜜蜂被害と周辺作物の作付状況及び農薬の使用状況との関連性等の情報を収集している。

平成26年度の調査結果に基づき、平成27年6月に「平成27年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」（平成27年6月23日付け27消安第1990号・27生畜第463号消費・安全局農産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長通知。以下「対策通知」という。）を発出し、蜜蜂被害軽減対策の推進をお願いしたところである。

対策通知の記の(2)の②においては、「都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場の設置される可能性のある場所の周辺（蜜蜂の飛翔範囲を考慮すると通常蜂場から半径約2kmの範囲）の水稻のカメムシ防除の時期、農薬の散布計画等の情報を都道府県畜産部局、養蜂組合等に伝えること。」とされている。

近年、水稻のカメムシ防除は無人ヘリコプターを用いた防除が大半を占めているところである。無人ヘリコプターの使用に当たっては、「無人ヘリコプターによる空中散布等の報告要領の制定について（平成26年9月18日付け26消安第2959号消費・安全局植物防疫課長通知。以下「報告要領通知」という。）」の第3の1により、無人ヘリコプターによる空中散布等の実施主体は、報告先機関に対して、実施計画を提出することとされている。

これらのことを踏まえ、蜜蜂被害を軽減するため、下記の事項を貴管下の各都道府県に対し、周知・指導願いたい。

記

報告要領通知における実施計画等報告先機関と都道府県の農薬指導部局が、空中散布等の実施主体が提出する実施計画を共有し、都道府県の畜産部局や養蜂組合等へ情報提供することを通じて、対策通知の記の(2)情報交換の更なる徹底を図ることにより、蜜蜂被害の発生防止に努められたい。

27消安第2673号
平成27年7月31日

東北農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長

蜜蜂被害軽減対策の推進に向けた情報の活用について

農薬による蜜蜂被害の全国的な発生状況をより正確に把握し、事故の発生要因を踏まえた被害防止対策の検討に資するため、農林水産省では、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」（平成25年5月30日付け25消安第785号消費・安全局農産安全管理課長通知）を発出し、蜜蜂の被害事例のうち農薬の関与が疑われるものについて、平成25年度から平成27年度までの3年間の蜜蜂被害と周辺作物の作付状況及び農薬の使用状況との関連性等の情報を収集している。

平成26年度の調査結果に基づき、平成27年6月に「平成27年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」（平成27年6月23日付け27消安第1990号・27生畜第463号消費・安全局農産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長通知。以下「対策通知」という。）を発出し、蜜蜂被害軽減対策の推進をお願いしたところである。

対策通知の記の(2)の②においては、「都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場の設置される可能性のある場所の周辺（蜜蜂の飛翔範囲を考慮すると通常蜂場から半径約2kmの範囲）の水稻のカメムシ防除の時期、農薬の散布計画等の情報を都道府県畜産部局、養蜂組合等に伝えること。」とされている。

近年、水稻のカメムシ防除は無人ヘリコプターを用いた防除が大半を占めているところである。無人ヘリコプターの使用に当たっては、「無人ヘリコプターによる空中散布等の報告要領の制定について（平成26年9月18日付け26消安第2959号消費・安全局植物防疫課長通知。以下「報告要領通知」という。）」の第3の1により、無人ヘリコプターによる空中散布等の実施主体は、報告先機関に対して、実施計画を提出することとされている。

これらのことを踏まえ、蜜蜂被害を軽減するため、下記の事項を貴管下の各都道府県に対し、周知・指導願いたい。

記

報告要領通知における実施計画等報告先機関と都道府県の農薬指導部局が、空中散布等の実施主体が提出する実施計画を共有し、都道府県の畜産部局や養蜂組合等へ情報提供することを通じて、対策通知の記の(2)情報交換の更なる徹底を図ることにより、蜜蜂被害の発生防止に努められたい。

27消安第2673号
平成27年7月31日

関東農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長

蜜蜂被害軽減対策の推進に向けた情報の活用について

農薬による蜜蜂被害の全国的な発生状況をより正確に把握し、事故の発生要因を踏まえた被害防止対策の検討に資するため、農林水産省では、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」（平成25年5月30日付け25消安第785号消費・安全局農産安全管理課長通知）を発出し、蜜蜂の被害事例のうち農薬の関与が疑われるものについて、平成25年度から平成27年度までの3年間の蜜蜂被害と周辺作物の作付状況及び農薬の使用状況との関連性等の情報を収集している。

平成26年度の調査結果に基づき、平成27年6月に「平成27年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」（平成27年6月23日付け27消安第1990号・27生畜第463号消費・安全局農産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長通知。以下「対策通知」という。）を発出し、蜜蜂被害軽減対策の推進をお願いしたところである。

対策通知の記の(2)の②においては、「都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場の設置される可能性のある場所の周辺（蜜蜂の飛翔範囲を考慮すると通常蜂場から半径約2kmの範囲）の水稻のカメムシ防除の時期、農薬の散布計画等の情報を都道府県畜産部局、養蜂組合等に伝えること。」とされている。

近年、水稻のカメムシ防除は無人ヘリコプターを用いた防除が大半を占めているところである。無人ヘリコプターの使用に当たっては、「無人ヘリコプターによる空中散布等の報告要領の制定について（平成26年9月18日付け26消安第2959号消費・安全局植物防疫課長通知。以下「報告要領通知」という。）」の第3の1により、無人ヘリコプターによる空中散布等の実施主体は、報告先機関に対して、実施計画を提出することとされている。

これらのことを踏まえ、蜜蜂被害を軽減するため、下記の事項を貴管下の各都道府県に対し、周知・指導願いたい。

記

報告要領通知における実施計画等報告先機関と都道府県の農薬指導部局が、空中散布等の実施主体が提出する実施計画を共有し、都道府県の畜産部局や養蜂組合等へ情報提供することを通じて、対策通知の記の(2)情報交換の更なる徹底を図ることにより、蜜蜂被害の発生防止に努められたい。

27消安第2673号
平成27年7月31日

北陸農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長

蜜蜂被害軽減対策の推進に向けた情報の活用について

農薬による蜜蜂被害の全国的な発生状況をより正確に把握し、事故の発生要因を踏まえた被害防止対策の検討に資するため、農林水産省では、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」（平成25年5月30日付け25消安第785号消費・安全局農産安全管理課長通知）を発出し、蜜蜂の被害事例のうち農薬の関与が疑われるものについて、平成25年度から平成27年度までの3年間の蜜蜂被害と周辺作物の作付状況及び農薬の使用状況との関連性等の情報を収集している。

平成26年度の調査結果に基づき、平成27年6月に「平成27年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」（平成27年6月23日付け27消安第1990号・27生畜第463号消費・安全局農産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長通知。以下「対策通知」という。）を発出し、蜜蜂被害軽減対策の推進をお願いしたところである。

対策通知の記の(2)の②においては、「都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場の設置される可能性のある場所の周辺（蜜蜂の飛翔範囲を考慮すると通常蜂場から半径約2kmの範囲）の水稻のカメムシ防除の時期、農薬の散布計画等の情報を都道府県畜産部局、養蜂組合等に伝えること。」とされている。

近年、水稻のカメムシ防除は無人ヘリコプターを用いた防除が大半を占めているところである。無人ヘリコプターの使用に当たっては、「無人ヘリコプターによる空中散布等の報告要領の制定について（平成26年9月18日付け26消安第2959号消費・安全局植物防疫課長通知。以下「報告要領通知」という。）」の第3の1により、無人ヘリコプターによる空中散布等の実施主体は、報告先機関に対して、実施計画を提出することとされている。

これらのことを踏まえ、蜜蜂被害を軽減するため、下記の事項を貴管下の各都道府県に対し、周知・指導願いたい。

記

報告要領通知における実施計画等報告先機関と都道府県の農薬指導部局が、空中散布等の実施主体が提出する実施計画を共有し、都道府県の畜産部局や養蜂組合等へ情報提供することを通じて、対策通知の記の(2)情報交換の更なる徹底を図ることにより、蜜蜂被害の発生防止に努められたい。

27消安第2673号
平成27年7月31日

東海農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長

蜜蜂被害軽減対策の推進に向けた情報の活用について

農薬による蜜蜂被害の全国的な発生状況をより正確に把握し、事故の発生要因を踏まえた被害防止対策の検討に資するため、農林水産省では、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」（平成25年5月30日付け25消安第785号消費・安全局農産安全管理課長通知）を発出し、蜜蜂の被害事例のうち農薬の関与が疑われるものについて、平成25年度から平成27年度までの3年間の蜜蜂被害と周辺作物の作付状況及び農薬の使用状況との関連性等の情報を収集している。

平成26年度の調査結果に基づき、平成27年6月に「平成27年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」（平成27年6月23日付け27消安第1990号・27生畜第463号消費・安全局農産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長通知。以下「対策通知」という。）を発出し、蜜蜂被害軽減対策の推進をお願いしたところである。

対策通知の記の(2)の②においては、「都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場の設置される可能性のある場所の周辺（蜜蜂の飛翔範囲を考慮すると通常蜂場から半径約2kmの範囲）の水稻のカメムシ防除の時期、農薬の散布計画等の情報を都道府県畜産部局、養蜂組合等に伝えること。」とされている。

近年、水稻のカメムシ防除は無人ヘリコプターを用いた防除が大半を占めているところである。無人ヘリコプターの使用に当たっては、「無人ヘリコプターによる空中散布等の報告要領の制定について（平成26年9月18日付け26消安第2959号消費・安全局植物防疫課長通知。以下「報告要領通知」という。）」の第3の1により、無人ヘリコプターによる空中散布等の実施主体は、報告先機関に対して、実施計画を提出することとされている。

これらのことを踏まえ、蜜蜂被害を軽減するため、下記の事項を貴管下の各都道府県に対し、周知・指導願いたい。

記

報告要領通知における実施計画等報告先機関と都道府県の農薬指導部局が、空中散布等の実施主体が提出する実施計画を共有し、都道府県の畜産部局や養蜂組合等へ情報提供することを通じて、対策通知の記の(2)情報交換の更なる徹底を図ることにより、蜜蜂被害の発生防止に努められたい。

27消安第2673号
平成27年7月31日

近畿農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長

蜜蜂被害軽減対策の推進に向けた情報の活用について

農薬による蜜蜂被害の全国的な発生状況をより正確に把握し、事故の発生要因を踏まえた被害防止対策の検討に資するため、農林水産省では、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」（平成25年5月30日付け25消安第785号消費・安全局農産安全管理課長通知）を発出し、蜜蜂の被害事例のうち農薬の関与が疑われるものについて、平成25年度から平成27年度までの3年間の蜜蜂被害と周辺作物の作付状況及び農薬の使用状況との関連性等の情報を収集している。

平成26年度の調査結果に基づき、平成27年6月に「平成27年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」（平成27年6月23日付け27消安第1990号・27生畜第463号消費・安全局農産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長通知。以下「対策通知」という。）を発出し、蜜蜂被害軽減対策の推進をお願いしたところである。

対策通知の記の(2)の②においては、「都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場の設置される可能性のある場所の周辺（蜜蜂の飛翔範囲を考慮すると通常蜂場から半径約2kmの範囲）の水稻のカメムシ防除の時期、農薬の散布計画等の情報を都道府県畜産部局、養蜂組合等に伝えること。」とされている。

近年、水稻のカメムシ防除は無人ヘリコプターを用いた防除が大半を占めているところである。無人ヘリコプターの使用に当たっては、「無人ヘリコプターによる空中散布等の報告要領の制定について（平成26年9月18日付け26消安第2959号消費・安全局植物防疫課長通知。以下「報告要領通知」という。）」の第3の1により、無人ヘリコプターによる空中散布等の実施主体は、報告先機関に対して、実施計画を提出することとされている。

これらのことを踏まえ、蜜蜂被害を軽減するため、下記の事項を貴管下の各都道府県に対し、周知・指導願いたい。

記

報告要領通知における実施計画等報告先機関と都道府県の農薬指導部局が、空中散布等の実施主体が提出する実施計画を共有し、都道府県の畜産部局や養蜂組合等へ情報提供することを通じて、対策通知の記の(2)情報交換の更なる徹底を図ることにより、蜜蜂被害の発生防止に努められたい。

27消安第2673号
平成27年7月31日

中国四国農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長

蜜蜂被害軽減対策の推進に向けた情報の活用について

農薬による蜜蜂被害の全国的な発生状況をより正確に把握し、事故の発生要因を踏まえた被害防止対策の検討に資するため、農林水産省では、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」（平成25年5月30日付け25消安第785号消費・安全局農産安全管理課長通知）を発出し、蜜蜂の被害事例のうち農薬の関与が疑われるものについて、平成25年度から平成27年度までの3年間の蜜蜂被害と周辺作物の作付状況及び農薬の使用状況との関連性等の情報を収集している。

平成26年度の調査結果に基づき、平成27年6月に「平成27年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」（平成27年6月23日付け27消安第1990号・27生畜第463号消費・安全局農産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長通知。以下「対策通知」という。）を発出し、蜜蜂被害軽減対策の推進をお願いしたところである。

対策通知の記の(2)の②においては、「都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場の設置される可能性のある場所の周辺（蜜蜂の飛翔範囲を考慮すると通常蜂場から半径約2kmの範囲）の水稻のカメムシ防除の時期、農薬の散布計画等の情報を都道府県畜産部局、養蜂組合等に伝えること。」とされている。

近年、水稻のカメムシ防除は無人ヘリコプターを用いた防除が大半を占めているところである。無人ヘリコプターの使用に当たっては、「無人ヘリコプターによる空中散布等の報告要領の制定について（平成26年9月18日付け26消安第2959号消費・安全局植物防疫課長通知。以下「報告要領通知」という。）」の第3の1により、無人ヘリコプターによる空中散布等の実施主体は、報告先機関に対して、実施計画を提出することとされている。

これらのことを踏まえ、蜜蜂被害を軽減するため、下記の事項を貴管下の各都道府県に対し、周知・指導願いたい。

記

報告要領通知における実施計画等報告先機関と都道府県の農薬指導部局が、空中散布等の実施主体が提出する実施計画を共有し、都道府県の畜産部局や養蜂組合等へ情報提供することを通じて、対策通知の記の(2)情報交換の更なる徹底を図ることにより、蜜蜂被害の発生防止に努められたい。

27消安第2673号
平成27年7月31日

九州農政局消費・安全部長 殿

消費・安全局農産安全管理課長

蜜蜂被害軽減対策の推進に向けた情報の活用について

農薬による蜜蜂被害の全国的な発生状況をより正確に把握し、事故の発生要因を踏まえた被害防止対策の検討に資するため、農林水産省では、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」（平成25年5月30日付け25消安第785号消費・安全局農産安全管理課長通知）を発出し、蜜蜂の被害事例のうち農薬の関与が疑われるものについて、平成25年度から平成27年度までの3年間の蜜蜂被害と周辺作物の作付状況及び農薬の使用状況との関連性等の情報を収集している。

平成26年度の調査結果に基づき、平成27年6月に「平成27年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」（平成27年6月23日付け27消安第1990号・27生畜第463号消費・安全局農産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長通知。以下「対策通知」という。）を発出し、蜜蜂被害軽減対策の推進をお願いしたところである。

対策通知の記の(2)の②においては、「都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場の設置される可能性のある場所の周辺（蜜蜂の飛翔範囲を考慮すると通常蜂場から半径約2kmの範囲）の水稻のカメムシ防除の時期、農薬の散布計画等の情報を都道府県畜産部局、養蜂組合等に伝えること。」とされている。

近年、水稻のカメムシ防除は無人ヘリコプターを用いた防除が大半を占めているところである。無人ヘリコプターの使用に当たっては、「無人ヘリコプターによる空中散布等の報告要領の制定について（平成26年9月18日付け26消安第2959号消費・安全局植物防疫課長通知。以下「報告要領通知」という。）」の第3の1により、無人ヘリコプターによる空中散布等の実施主体は、報告先機関に対して、実施計画を提出することとされている。

これらのことを踏まえ、蜜蜂被害を軽減するため、下記の事項を貴管下の各都道府県に対し、周知・指導願いたい。

記

報告要領通知における実施計画等報告先機関と都道府県の農薬指導部局が、空中散布等の実施主体が提出する実施計画を共有し、都道府県の畜産部局や養蜂組合等へ情報提供することを通じて、対策通知の記の(2)情報交換の更なる徹底を図ることにより、蜜蜂被害の発生防止に努められたい。

27消安第2673号
平成27年7月31日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

蜜蜂被害軽減対策の推進に向けた情報の活用について

農薬による蜜蜂被害の全国的な発生状況をより正確に把握し、事故の発生要因を踏まえた被害防止対策の検討に資するため、農林水産省では、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」（平成25年5月30日付け25消安第785号消費・安全局農産安全管理課長通知）を発出し、蜜蜂の被害事例のうち農薬の関与が疑われるものについて、平成25年度から平成27年度までの3年間の蜜蜂被害と周辺作物の作付状況及び農薬の使用状況との関連性等の情報を収集している。

平成26年度の調査結果に基づき、平成27年6月に「平成27年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」（平成27年6月23日付け27消安第1990号・27生畜第463号消費・安全局農産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長通知。以下「対策通知」という。）を発出し、蜜蜂被害軽減対策の推進をお願いしたところである。

対策通知の記の(2)の②においては、「都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場の設置される可能性のある場所の周辺（蜜蜂の飛翔範囲を考慮すると通常蜂場から半径約2kmの範囲）の水稻のカメムシ防除の時期、農薬の散布計画等の情報を都道府県畜産部局、養蜂組合等に伝えること。」とされている。

近年、水稻のカメムシ防除は無人ヘリコプターを用いた防除が大半を占めているところである。無人ヘリコプターの使用に当たっては、「無人ヘリコプターによる空中散布等の報告要領の制定について（平成26年9月18日付け26消安第2959号消費・安全局植物防疫課長通知。以下「報告要領通知」という。）」の第3の1により、無人ヘリコプターによる空中散布等の実施主体は、報告先機関に対して、実施計画を提出することとされている。

これらのことを踏まえ、蜜蜂被害を軽減するため、下記の事項を貴管下の各都道府県に対し、周知・指導願いたい。

記

報告要領通知における実施計画等報告先機関と都道府県の農薬指導部局が、空中散布等の実施主体が提出する実施計画を共有し、都道府県の畜産部局や養蜂組合等へ情報提供することを通じて、対策通知の記の(2)情報交換の更なる徹底を図ることにより、蜜蜂被害の発生防止に努められたい。